

令和2年1月7日開催

箕輪町農業委員会第23回総会

会 議 録

1. 開催日時 令和2年1月7日(火) 午後3時00分から午後3時42分

2. 開催場所 役場大会議室

3. 出席委員(22人)

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	4番	代田	三男
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	19番	櫻井	克成
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博

4 農業委員会事務局職員

事務局長	三井	清一
事務局次長	丸山	敦
事務局書記	濱	麻利子

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
日程第7 報告第1号 農業経営基盤強化促進法(農地売買支援事業分)について
日程第8 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について
日程第9 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

局 長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。

ご起立をお願いします。あけましておめでとうございます。

農業委員会憲章のご唱和をお願いします。

(農業委員会憲章の唱和)

ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にさせていただきようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

改めまして、あけましておめでとうございます。昨年は、異常気象により大きな災害が発生して、全国各地で被害がおき、箕輪町でも、甚大な農業被害が発生して非常に厳しい年でした。今年はねずみ年。ねずみは、お金を持ってきてくれるといわれている。災害のない、穏やかな年であってほしいと願っております。

今年は、任期の最終を迎える年。それぞれの部の目標に向けたまとめをお願いしたい。最適化交付金を受けるため、活動記録簿、活動日誌については、しっかり記載をし、各部長中心に活動を進めていただきたい。

念頭にあたりひとこと挨拶を行いました。

局 長

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいたします。

議 長

ただいまから第23回総会を開会いたします。22番金澤委員より遅れる旨の連絡がありましたので、現在21人であります。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

12月の経過報告について申し上げます。

12月第22回総会を12月3日（火）に行い、農地法第3条10件については、総会后

4日付けで許可書を交付しました。農地法5条の転用審議案件4件のうち3件については、総会后4日付けで許可書を交付しました。1件につきましては、県常設審議委員会に諮問をし、13日付けで許可相当の回答を得たため、17日(月)に開発行為とあわせて許可書を交付しました。その他につきましては、経過報告を見ていただきたいと思ひます。

議 長

それでは、これより審議に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

6番日野正章委員・7番大槻博文委員の両委員を指名いたします。日程第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 説明をいたします。

1つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の表示は、 ■■■■■■■■■■ m^2

譲受人の■■■さんは、隣接地についても■■■■■■■■■■を行うため取得しており、前回取得の際話をしてあった今回の申請地に関しても売買の話がまとまったため購入するもの。

売買価格は、坪■■■■円です。

農地取得後の耕作面積は37.79aで地域の下限面積30aを満たしております。

位置図は、1ページになります。

2つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の所在は、 ■■■■■■■■■■ m^2

譲渡人は、辰野町にて、水稻中心に農業を行っており、今回譲渡人が農業経営の縮小を考えている話があり経営拡大を図り購入を決めた。農地取得後の耕作面積は38.71aで地域の下限面積30aを満たしております。

売買金額は、坪■■■■円になります。

位置図は3ページになります。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長

1番・2番案件につきまして地区農業委員から報告を求めます。藤田久一委員。

藤田委員

1番目について、■■■■■さんが来て、説明を受けた。■■■■■さんより購入してほしいとの連絡が来たとのこと。依然周辺の農地を取得しており、今回あわせて■■■■■を

栽培する予定で購入を決めた。

2 番目について、[REDACTED] が来て説明を受けた。今後も水田としていきたいとの話であり、問題ないと判断しております。

議 長

ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。採決をいたします。

原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第 1 号議案については認めることに決定しました。

日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 2 号 農地法第 4 条の許可申請について 説明をいたします。

1 つ目の案件です。通路に伴う申請になります。

土地の所在は、[REDACTED] m²。

申請人は、[REDACTED] さんです。

申請人は、祖父より申請地を相続、今回付近の土地、建物含め売却することとなり、申請地については、現状通路として使用しており売買するにあたり、転用をかけ地目変更を行いたいと考えている。

農地区分は、用途区域内の準工業地域の第 3 種農地にあたり、位置的代替性がないと判断します。

遡及案件であり、経過説明書及び始末書の提出もあり、事務局として転用もやむを得ないと判断しております。

位置図は農地転用申請位置図の 1 ページになります。

2 つ目の案件です。敷地拡張（住宅用地）に伴う申請になります。

土地の所在は、[REDACTED] m²

申請人は、[REDACTED] さんです。申請人は、現在 4 人のご家族と申請地の東隣の土地にある住宅にお住まいですが、家族が増える予定があるため、住宅を増築したいと考えています。しかし、既存の敷地（地積 870.46 m²）には、住宅以外に納屋、車庫、倉庫などが建っており手狭であることや、南東方向には神社があり境内地を取り巻く高い木々により日当たりが悪いため、冬季は冷え込みが著しく生活に不便な場所でもあり、申請地に計画するもの。

農振地区ではありますが、除外手続きが、4月26日に完了したことに伴い申請。

農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地を形成した良好な営農条件を備えている第1種農地ではありますが、既存施設の拡張（拡張面積が既存施設の2分の1を超えないもの）に該当。位置的代替性がないと判断します。

位置図は農地転用申請位置図の5ページになります。

議案第2号についての説明は以上になります。ご審議をお願いします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。1番の案件について、春日初委員。

春日委員

12月初めに大出の[]が来て説明。地目は田だが、現実通路として使用してきたとの話。事務局の説明のとおりであります。問題ないと判断している。

議 長

2番の案件について、井口雅文委員。

井口委員

11/24に[]きて説明。4月に農振除外になった。現地を確認し、問題ないと判断した。

議 長

ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
（「なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認めます。採決をいたします。
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（全員「異議なし」）

議 長

異議なしと認めます。よって第2号議案については原案のとおり認めることに決定しました。

日程第4議案第3号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1つ目の案件です。使用貸借により住宅敷地拡張（住宅用地）の申請です。

土地の所在は、[]㎡になります。

本案件は、議案第2号の2番案件と同一計画となります。

建設する住宅を、父と、娘さんで共有にて計画しているため4条と、5条の申請

を行っているものです。

2つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、XXXXXXXXXX m²になります。

XXXXXXXXXX用地に伴う申請です。売買金額は、m² XXXXXX 円です。

計画者は、大出で XXXXXXXXXX を経営している。昨今、日本人の従業員はなかなか長続きせず、経営を維持するには外国人労働者に頼らざるを得ないのが現状。しかしながら、近年外国人労働者の受け入れ条件が厳しく、労働者の居住場所を雇い主が確保し、その間取り図も提出して審査を受けなければならなくなっている。そのため社員寮とする空家等を探していたところ、申請地の南隣に空家があり、所有者が売却を考えていたことから申請地含めて購入することとした。

農地区分は、用途地域内の準工業地域内の農地、第3種農地に該当します。

位置的代替性がないため転用もやむを得ないと判断します。

位置図は、9ページになります。

3つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、XXXXXXXXXX m²

駐車場用地での申請です。売買金額は、m² XXXXXX 円となります。

工場施設拡張に伴い駐車場が不足したため、隣接地の山林含め購入し、駐車場を計画。農地区分は、生産性の低い消極的2種農地、第2種農地に該当。集落に接続して計画されており、位置的代替性もないため転用もやむを得ないと判断します。

位置図は、15ページになります。

4つ目の案件です。計画変更の案件です。

売買による所有権移転の駐車場兼物置用地の申請です。

土地の所在は、XXXXXXXXXX m²です。

譲受人は、申請地の南側で生活しているが、現在の駐車スペースが非常に狭く、通路幅もないため、敷地から出る際、車両の入れ替えを行わなければならない日常生活に支障があるため購入することとした。

譲渡人は、昭和50年10月20日付許可を得て、申請地に住宅を計画していたが、勤務先が、国鉄で、民営化されたことに伴い計画を断念せざるを得なかった。

農地区分は、用途地域内の近隣商業地域の第3種農地に該当。位置的代替性もないため転用もやむを得ないと判断しております。

位置図は17ページになります。

5つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

XXXXXXXXXXに伴う申請です。

土地の所在につきましては、3 ページ追加資料を確認ください。

本案件は、11 月 14 日付で農振除外手続きが完了しており、それに伴い申請となっております。

土地所有者は、[REDACTED] 人。

事業計画者は、現在松島地区に既存施設をもち、毎週 12,000 人を超える組合員への商品を提供しています。現施設は、建設から 27 年が経過し、建物や設備が老朽化してきている上、事業規模の拡大（事業エリアの拡大、組合員の高齢化に伴う一括配送から戸別配送への切り替えに対応するための配送トラックの増車）に伴い敷地が手狭になってきたため移転先を検討していた。

移転先選定にあたっては、現施設のある箕輪町から伊那市までで、近隣に住宅がなく、大型車が通行できる幹線沿いを中心に敷地 8,000 m²～9,000 m²程度が確保できる土地を探した。町内外の候補地の中から借地料など考慮して比較検討した結果、申請地が最適地であるとして選定され、地権者から同意が得られた為申請を行った。

農地区分は、概ね 10ha 以上の集团的農地の一部であるため、第 1 種農地に該当。不許可の例外として、特別な立地条件を必要とする事業の 1 つに位置づけられている「国・県道の沿道区域に設置される流通業務施設」に該当。

位置的代替性もないため転用もやむを得ないと判断します。

位置図は、20 ページになります。

本案件は、開発行為の許可申請も提出されており、許可に関しては、同時許可となります。

全部の案件で事業を実施するために必要な資力信用を判断する金融機関の残高証明や融資証明等、関係する土地改良区からの意見書が添付されています。

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請につきましての説明は以上であります。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。
1 番の案件について井口雅文委員。

井口委員

4 条の案件と同じであります。今回娘さんとの共有で住宅を建設するに当たり申請となります。事務局の説明のとおりであります。ご審議よろしくをお願いします。

議 長

2 番の案件について、春日初委員。

春日委員

12 月初旬に [REDACTED] が来て説明を受けました。内容は事務局の説明のとおりであります。

議 長 3 番の案件について、白鳥善文委員。

白鳥委員 12/1 地主の柴さんより話があり、18 日に日の出建工の担当者が来て説明を受けました。現況農地としての管理等難しい状況。問題ないと判断しております。

議 長 4 番の案件について、日野正章委員。

日野委員 12/18 ■■■■■ より説明。問題ないと判断しております。

議 長 5 番の案件について、藤澤昭二委員。

藤澤委員 12/20 ■■■■■ より説明。問題ないと判断しております。

議 長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。採決をいたします。
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)

議 長 異議なしと認めます。よって第 3 号議案については原案のとおり認めることに決定しました。
日程第 5 議案第 4 号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。
こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。
1 ページは、総括表となります。
畑 15,488 m² であります。
2 ページから 3 ページは、貸し手の状況となります。
利用権の設定期間は、令和 2 年 1 月 9 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 10 年間となります。
4 ページは、借り手の状況となります。
議案第 4 号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。ご審議お願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第4号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり認めることに決定いたしました。日程第6議案第5号について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてそれぞれ説明いたします。

初めに①につきましてお願いします。

1 ページは、総括表となります。

田 162,040 m²、畑 86,497 m² 計 248,537 m²

2 ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となりますので、それぞれご確認ください。

続きまして、②農用地利用集積円滑化事業分に関しまして説明いたします。

1 ページは総括表となります。

畑 7筆 10,600 m²となります。

2 ページは貸し手の状況となります。今回は、6名の方についての設定となっております。

3 ページ～4 ページは借り手の状況となります。

議案第5号 農用地利用集積計画に関する説明は以上となります。ご審議お願いします。

議 長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第5号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第7 報告第1号 農業基盤強化促進法(農地売買支援事業分)について議題

といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてご説明いたします。12月12日にあっせん会議を開きました。

公社からの売買につきましては、3ヶ月が経過したため、公益財団法人長野県農業開発公社から、XXXXXXXXXXさんに売買を行いました。農地の所在は、記載のとおりであります。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの報告第1号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願います。

発言が無いようですので、報告第1号は聞きとどめてまいります。

日程第8 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたもの 令和元年12月受付分の内訳になります。4件 解約の届出がありました。

次期耕作者が決まっている方が、3件となっております。

報告第2号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

報告第2号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手を願います。

発言が無いようですので、報告第2号は聞き留めて参ります。

続きまして、日程第9 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第3号につきまして、ご説明いたします。

本日お配りをいたしました農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご覧いただきます。

相続により農地を取得しました届出の令和元年10月から11月の受付分になります。全部で12件ございました。町内お住まいの方が主となりますが、複数筆ある状況でありますので、地元の農業委員さんも注意して見ていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長

報告第3号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

報告第3号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第3号は聞き留めて参ります。

複数相続により取得されておりますので、地元の農業委員さんは、注視していただきたいと思ひます。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思ひます。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

6 番

7 番
